

# 第1節 防衛力を支える基盤

防衛力は、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は他のいかなる手段でも代替できない。防衛力の中核である自衛隊が任務を遂行するためには、必要な組織を整えるだけでなく、国民の理解と支援を得ることが不可欠である。

防衛力の基盤には、組織と人的基盤があげられる。近年、防衛省・自衛隊<sup>1</sup>は、新たな安全保障環境下で、任務の多様化・国際化、装備の高度化に対応する必要があり、従来にも増して、質の高い人材の確保・育成や必要な教

育訓練の実施など、人的基盤の充実が重要となっている。

また、このような環境の変化に対応した情報通信能力や各種装備品が不可欠である。このため、より迅速かつ適切に情報通信能力の強化および各種装備品の取得を図る観点から、さまざまな取組を行ってきている。

本節では、こうした防衛省・自衛隊の組織と人的基盤の確立や情報通信能力強化のための取組、装備品の効果的・効率的な取得のための取組および技術研究開発の充実にについて説明する。

## 1 防衛省・自衛隊の組織

防衛力の中核である自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えたさまざまな部隊、機関で構成されている。

### 1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸上・海上・航空自衛隊を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部など、さまざまな組織で構成されている。

なお、07（平成19）年1月、防衛庁は防衛省に移行した。この移行により、「国の防衛」に専任する「主任の大臣」が置かれることになり、政策官庁にふさわしく、防衛大臣が責任と権限を持って多様な政策オプションを提示することが可能となった。これにより、政策の企画立案機能とさまざまな緊急事態への迅速・的確な対応力が強化された。

（図表Ⅲ-4-1-1・2 参照）

### 2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣および2人の防衛大臣政務官が防衛大臣を助ける。また、事務次官が防衛大臣を助け、事務を監督することとされている。これまで、基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する防衛参事官が置かれていたが、本年度は、防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、形骸化している防衛参事官制度を廃止し、防衛会議の法律上の新設や防衛大臣補佐官の新設を行うこととしている。

そのほか、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統合幕僚監部（統幕）および陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および局長はその所掌に応じ、防衛大臣が統合幕僚長（統幕長）または陸上・海上・航空幕僚長（陸・海・空幕長）に対し指示・承認などを行うに際し補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点からの防衛大臣の補佐を一元

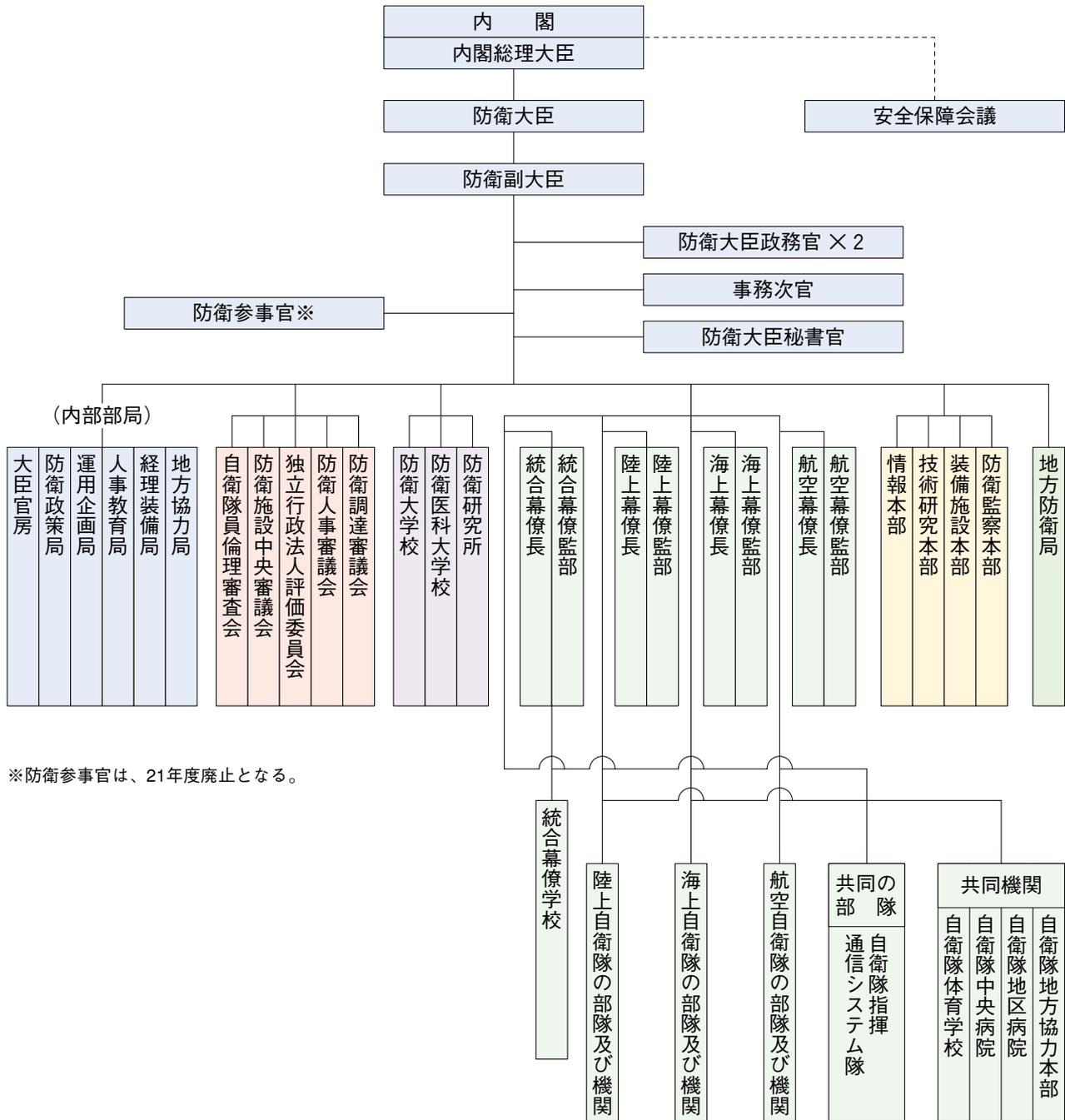
1) 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸上・海上・航空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

的に行う。陸・海・空幕は、各自衛隊の隊務（運用を除く）に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕

長は、各自衛隊の隊務（運用を除く）に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

図表Ⅲ-4-1-1 防衛省の組織図

(平成20年度末)



※防衛参事官は、21年度廃止となる。

図表Ⅲ-4-1-2 防衛省の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊 などの所在地」参照)	○方面隊 ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 ○師団および旅団 戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成
海上自衛隊 (同上)	○自衛艦隊 ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 ○地方隊 5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援に当たる。
航空自衛隊 (同上)	○航空総隊 ・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務に当たる。 ○航空方面隊 航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）、および高射群（地对空誘導弾部隊などからなる。など）をもって編成
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 幹部自衛官となるべき者の教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科（前期および後期課程）および総合安全保障研究科（前期および後期課程）を設置 高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	○医師である幹部自衛官となるべき者を養成する機関 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練（学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。）をつかさどる。 ○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置 高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	○防衛省のいわばシンクタンクに当たる機関 ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関 ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など、各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、省内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成
技術研究本部 (東京都新宿区)	○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器（NBC）対処や被服に至るまで幅広い。
装備施設本部 (東京都新宿区)	○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達契約事務および建設工事の実施事務（一部）を一元的に行う機関 ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・建設工事の実施事務のうち、技術的基準の作成、計画の審査などを行う。
防衛監察本部 (東京都新宿区)	○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場からチェックする機関 会計手続きや入札手続きその他の業務全般を対象として、法令遵守の観点から、第三者的な目で業務が適正に行われているかを厳しくチェックする。
地方防衛局 (全国8か所)	○地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局 ・地方における施設行政、装備品の調達、地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保にかかわる事務を行う。 ・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局

### 3 防衛省の組織改編など

昨年7月に官邸に設置された防衛省改革会議の報告書がとりまとめられ、防衛省としては、同年8月に「防衛省における組織改革に関する基本方針」および「防衛省改革の実現に向けての実施計画について」をとりまとめた。本年度には、防衛会議の法律上の新設などの組織改編を行うこととしている。また、同年12月には「22年度における防衛省組織改革に関する基本的考え方」をとりまとめたところであり、現在、抜本的な組織改革を行うことを検討している。

参照 ▶ IV部2節 (P316)

### 4 地方における防衛行政の拠点

防衛省と地方との関係は重要性を増している。このため、防衛省は07（同19）年9月、防衛施設庁の廃止・統合に際し、防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局と装備本部の地方機関を統合し、防衛政策にかかわる地方との調整・協議など、地方における防衛行政全般についての拠点を担う地方防衛局を地方支分部局として設置した。

地方防衛局は、防衛省全体の事務を円滑かつ効果的に実施するために、地方公共団体および地域住民の理解および協力を得るための地方協力確保事務として、防衛省の施策や米軍再編に関係した地元説明、防衛施設の整備にともなう各種の地元調整などさまざまな施策を進めている。

## 2 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保することが必須の要件であり、自衛官をはじめ、さまざまな制度で防衛省・自衛隊の職員を募集・採用している<sup>1</sup>。

参照 ▶ 資料60 (P387)

### 1 募集

防衛省・自衛隊は、全国50か所（北海道に4か所、各都府県に1か所）の自衛隊地方協力本部において、都道府県、市町村、学校、募集相談員などの協力を得ながら募集業務を行っている。また、地方公共団体は、自衛官の募集事務の一部を行うこととされており<sup>2</sup>、防衛省は、そのための経費を地方公共団体に配分している。

今後、少子化などにより、募集環境はますます厳しくなることが予想されており、地域社会に密着したこれら地方公共団体、関係機関などによる募集協力が不可欠である。

(図表Ⅲ-4-1-3 参照)

参照 ▶ 資料61 (P387)



地方協力本部による募集活動

1) 自衛官の募集については、<<http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>>参照  
採用情報については<<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/>>参照

2) 募集期間の告示、応募資格の調査、志願票の処理と受験票の交付、試験期日・試験場の告示、試験に必要な場所と施設の提供、および広報など。

## 募集業務に従事する隊員の声

自衛隊札幌地方協力本部 室蘭地域事務所

1等陸曹

つぎはら かつひで  
次原 勝秀

広報官としての私の職務は、ある専門学校生F君を入隊させることから始まりました。

彼は、学力はありましたが無口かつおとなしい性格で、太り気味なことが気がかりでした。私は面接の訓練と減量を指導しました。面接のほうは訓練を繰り返すうち、徐々に気持ちが伝わってくるようになりましたが、体重は思うように減らせないまま、秋の受験日を迎えました。

受験結果は合格でしたが、やはり体重と体脂肪の数値が高く、それは着隊時までに改善するという条件付きでの合格でした。そこで私たちは減量に関する具体的な計画を立て、目標を設定し、2週間に一度は電話で状況確認をしました。状況確認では、順調に減量が進んでいるように思えました。

ところが3か月後に彼に会うと、彼は減量どころか更に太っていたのです。電話の状況確認だけで安心していた私は、自分の甘さを思い知りました。このままでは、彼が着隊日の身体検査で不合格になってしまうと考えた私は、3日に一度、夜一緒に走ることにしましたが、体重はなかなか減らず、彼もいらだち始めました。ある日、約束の時間に来なかったため彼を訪ねると「僕、もういいです。」と入隊をあきらめたようでした。私は彼のご両親に自分も一緒に努力することを約束し、説得してもらおうようお願いしました。ご両親の励ましもあり、彼は再び一緒に取り組むことを約束し、さらに1か月半、文字通り二人三脚で走り続けました。もともと無口な彼から自信があるような言動はありませんでしたが、「息子をなんとかお願いします。」と頭を下げるお母さんの姿を思い出し、私自身も真剣に取り組みました。

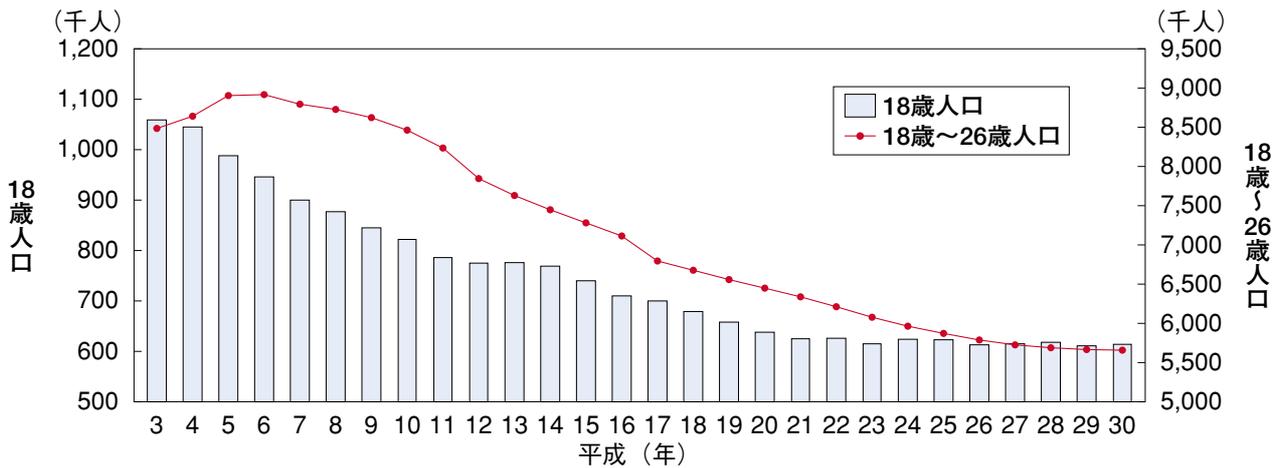
そしていよいよ着隊日を迎えました。私自身彼の合格は信じて疑いませんでしたが、実際に最終合格の知らせを聞くまでは、不安がありました。日が暮れるころ、やっと最終合格の知らせが届き、私はすぐに新隊員教育隊に彼を訪ねました。「F君、いやF2士、おめでとう！」と声をかけましたが、その時の彼の笑顔は最高でした。夜には彼のご両親から「うちの子のあんな笑顔は見たことがありません。」と喜びの電話があり、たとえようのない充実感を覚えました。

生活環境などの違いから、受験者にはそれぞれ、さまざまな事情があります。私たち広報官は単なる営業マンではなく、自衛隊員を志望する一人ひとりの将来に関わっていることを重く受け止め、入隊に導くことが必要だと思います。私も同じ年代の子を持つ親として、真に信頼できる人、信頼できる広報官となるよう、これからも努力していきたいと思います。



募集活動を行う次原1曹

図表Ⅲ-4-1-3 2士男子募集対象人口の推移



資料出所：平成19年以前（平成17年を除く。）総務省統計局「我が国の推計人口（大正9年～平成12年）」および「人口推計年報」による。  
 平成17年は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。  
 平成20年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成19年12月の中位推計値）による。

## 2 採用

### (1) 自衛官

自衛官は、志願制度（個人の自由意思に基づく入隊）のもと、一般幹部候補生、一般曹候補生<sup>3</sup>、2等陸・海・空士などとして採用<sup>4</sup>される。そして、その職務の特殊性のため、一般の公務員とは異なる<sup>5</sup>人事管理を行っている。

中でも、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と「任期制」という制度をとっている点である。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で定年退職する制度である。また、「任期制」は、2年または、3年という期間を区切って採用する制度である。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、そ



初めて制服を着る新入隊員

- 3) 18歳以上27歳未満（一般曹候補生については24歳未満）の者を曹候補者である自衛官に採用する制度として、平成18年度まで「一般曹候補学生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、一般曹候補生制度の長所である曹候補者としての自覚の醸成という視点をいかにしながら、曹候補士制度の長所である個人の能力に応じた昇任管理を採り入れた新たな任用制度として、両制度を整理・一本化し、平成19年度の募集から「一般曹候補生」として採用している。
- 4) これまで3等陸・海・空士として採用されていた自衛隊生徒のうち、海上自衛隊および航空自衛隊生徒については、平成19年度採用を最後に、以降の募集を行わないこととした。一方、陸上自衛隊生徒については、平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更する予定である。また、任期制自衛官については、自衛官として任官する前に、必要な使命感、責任感、団結心、規律心、法令遵守精神などの心構えを十分に涵養する教育などを行うため、「自衛官候補生」として採用し、当該教育を修了した後、2士である自衛官に任用する制度を10（平成22）年7月から施行する予定である。
- 5) 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置付けられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

の後全国の部隊などへ赴任する。

なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。

参照 資料62～63 (P387～388)

## (2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補 ア 予備の要員を確保する意義

自衛官の数は、平素は必要最小限で対応している。このため、有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要を早急に満たさなければならない。この所要を急速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補<sup>6)</sup>の三つの制度を設けている<sup>7)</sup>。

特に、主として自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効に活用することを目的として制度化されたものである。

予備自衛官補制度には、一般と技能の二つの採用区分があり、技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理などの技能資格者を採用している。

予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用されるが、近年では、医療従事者の資格で採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、医官として統合防災訓練に参加したり、語学の資格により採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、通訳として日米共同方面隊指揮所演習に参加するなど各分野で活躍している。

参照 資料64 (P388)

## イ 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などに就いているため、必要な練度を維持するには、仕事のスケ

ジュールを調整し、休暇などを利用して、訓練招集や教育訓練招集に応じる必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、彼らを雇用する企業などの理解と協力が不可欠である。特に、即応予備自衛官については、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担を軽減し、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために所要の措置を行っている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している。

## (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万2,000名の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。これらの隊員は、主に国家公務員採用I種<sup>8)</sup>、防衛省職員採用I種、II種、III種試験の合格者から採用され、I・II種採用者は共通の研修を受けたうえで、さまざまな分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局での各種の行政事務（予算、渉外、基地対策など）などに従事している。

技官は、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、戦闘機や艦艇に代表されるさまざまな装備の研究開発、効率的な調達追求などで重要な役割を果たしている。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員への質の高い教育に取り組んでいる。

技官および教官で、本年3月末において、博士号を取得している者は632名である。

6) <<http://www.mod.go.jp/j/defense/yobiji/index.html>>参照

7) 諸外国でも、予備役制度を設けている。

8) 従来、事務系職員のみを国家公務員採用I種試験から採用していたが、今般、技術系職員のうち主として行政事務に従事することとなる職員についても、平成22年度から、国家公務員採用I種試験より採用することとした。その結果、防衛省職員I種試験は、主として研究業務に従事する職員を採用するための試験となった。

なお、これらの事務官などが中心となって職務に従事している防衛省の各機関においても、自衛官としての知

識が必要な部門を中心に、陸上・海上・航空自衛官が事務官などとともに各種業務に従事している。

### 3 日々の教育訓練

自衛隊は、わが国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するため、指揮官をはじめとする各隊員の高い能力・知識・技能や部隊の高い練度の維持が必要である。そして、いかなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが求められている。これは、各種事態における自衛隊の

迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能を果たしている。

教育訓練<sup>1</sup>は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。

#### 1 自衛官の教育

##### (1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、在職期間全体を通じた階級や職務に応じた教育など、段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識および技能を修得させている。



ヘリから射撃訓練を行う陸自隊員



防火訓練を行う海自隊員



飛行訓練を行う空自隊員

1) 教育訓練の細部については、各自衛隊のホームページに掲載：陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsdf/>>、海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/>>、航空自衛隊<<http://www.mod.go.jp/asdf/>>参照



北京五輪200m個人メドレー5位入賞  
自衛隊体育学校 高桑2曹

また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関<sup>2</sup>、国内企業、研究所などに教育を委託している。今後も隊員の資質と知識・技能をさらに高めるため、広く部外教育機関などの協力を得つつ、教育を委託していくこととする。

### (2) 統合教育

06(平成18)年3月から、統合運用体制が開始された。これをより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育は重要な基盤の一つである。そこで自衛隊は、各自衛隊の幹部学校<sup>3</sup>などにおける統合教育をさらに充実させたほか、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校<sup>4</sup>を主体とする統合教育体系を形成した。

### (3) 時代に適合した教育

自衛隊の国際社会での活動の機会や諸外国とのかわり、ますます増大している。このため、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語などの外国語教育を行うとともに、相互理解を目的に留学生を受け入れている。また、国際平和協力活動を迅速かつ継続的に行えるよう、陸自国際活動教育隊において、全

国の陸上自衛隊の派遣要員(主として派遣時の基幹要員)となる者への専門的識能の教育訓練などを行っている。また、国際平和協力センター(仮称)を整備し、国際平和協力活動のための教育・研究・広報を実施することを予定している。

参照 3章1節1(P238)、資料65~66(P389~390)

## 2 自衛隊の訓練

### (1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から、大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

参照 資料67(P390)

また、このようなわが国の防衛のための訓練に加え、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。

参照 1章2節5(P177)、3章1節1(P238)



統合演習で海自輸送艦「しもきた」に着艦した空自CH47Jと、偵察用バイクなどとともに機内に乗り込む陸自隊員

2) 本年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学など、海外では米国国防大学、カリフォルニア大学など

3) 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育などを行う各自衛隊の機関

4) 統合幕僚学校(統幕学校)は、統合幕僚監部に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。

## (2) 統合訓練

わが国への武力攻撃などが発生した場合に、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素からの、陸上・海上・航空自衛隊の統合訓練が重要である。このため自衛隊は、従来から二以上の自衛隊が協同する統合訓練を行ってきたが、06（同18）年3月の統合運用体制への移行にともない、統合訓練をさらに充実・強化している<sup>5</sup>。

参照 資料67 (P390)

## (3) 教育訓練の制約と対応

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境において行うよう努めており、さまざまな施設・設備<sup>6</sup>を有しているが、制約も多い。

特に、訓練を行う演習場や空域・海域、射場などが、必ずしも十分な広さとはいえないこと、地域的に偏っていること、使用できる時期に制限があることなどの制約<sup>7</sup>は、装備の近代化などにもない、ますます拡大する傾向にある。また、実戦的な訓練の一つとして実施する電子戦<sup>8</sup>環境下での訓練についても、電波干渉の防止の観点から制約がある。

各自衛隊は、こうした制約に対応するため、限られた国内演習場などを最大限に活用しているほか、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海域において、実射訓練や日米共同訓練を行うことなどを通じて、より実戦的な訓練を行うよう努めている。

参照 資料68 (P392)

## (4) 安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛であることなどから、訓練や行動に危険がともなうことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛省・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛省・自衛隊では、今後も、平素からの艦艇・航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

## (5) 護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」との衝突事故

昨年2月19日、護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」が衝突し、漁船の乗員2名が亡くなられた。国民の生命・財産を守るべき自衛隊がこのような事故を起こしたことは、あってはならないことである。防衛省は、本年5月22日、海上幕僚副長を委員長とする海上自衛隊艦船事故調査委員会による調査結果について公表した<sup>9</sup>。

本事故については、艦橋やCIC<sup>10</sup>における目視やレーダーによる継続的な見張り、当直士官による避航措置、適切な報告・連絡を含む当直員同士の連携など、艦艇の安全航行の基本となるような事が守られていなかったことが事故につながったものである。

今後の再発防止のためには、改めて基本に立ち返り、与えられた職務を確実に遂行していく必要があり、防衛省としては、二度とこのような事故を起こさないよう、今

5) わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、統合国際人道業務訓練などがある。

6) たとえば、陸上自衛隊では、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を演練するための指揮所訓練センター、中隊レベルなどの訓練を行うための富士訓練センターや市街地訓練場などである。

7) たとえば、戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲、地对空誘導弾（改良ホークやベトリオット）、地对艦誘導弾、魚雷などの射撃・発射訓練については、国内の射場が限られていたり、射程が長く国内では射撃ができないものがある。また、広大な訓練場を要する大部隊の演習、比較的浅い海域で行う掃海訓練や潜水艦救難訓練、早朝や夜間の飛行訓練などにも、さまざまな制約がある。

8) 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、または無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

9) <<http://www.mod.go.jp/j/news/atago/jiko/index.html>>参照

10) 戦闘情報センター（Combat Information Center）

回の調査結果において取りまとめた再発防止策<sup>11</sup>を徹底していく考えである。

## (6) 海上自衛隊特別警備隊関係の課程学生の死亡事案

昨年9月9日、海自特別警備隊の要員を養成するための特別警備応用課程学生の3等海曹（当時）が、教官2人および学生15人とともに、格闘教務において連続組手を行った際に意識不明となり、同年9月25日に亡くなった。

防衛省は、同年9月10日以降、海自呉地方総監部幕僚長を長とする一般事故調査委員会が進めてきた調査の経過を中間報告としてとりまとめ、同年10月22日公表した。

本事案については、次の問題点があったと考えられる。一つは、教育訓練にかかる計画や管理が適切になされていなかったと考えられることであり、具体的には、本事案において行われた15人連続組手については、学生が有する技量や人数などの点を十分に考慮したとは認められないのではないかと考えられることである。また、入校取消が内示されている学生に対してこうした連続組手を行う必要性は認めがたいという点である。

本事案については、事故調査委員会における調査が行われているとともに、海自警務隊による捜査も行われている。防衛省としては、引き続き、事実の解明を厳正に進めるとともに、必要な再発防止策を講じる考えである。

## 4 隊員の処遇と人事施策など

自衛隊の対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものであり、特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を図っている。

（図表Ⅲ-4-1-4 参照）

近年の急速に進む少子化、自衛官のライフサイクルの変化などを踏まえると、人材の安定的な確保や隊員が安心して職務に専念する環境を整えるため、広範囲にわたる防衛力の人的側面に焦点を当てた抜本的な改革が喫緊の課題となっている。そこで、06（平成18）年9月には、防衛庁長官（当時）を委員長とし、庁（当時）内幹部および部外有識者からなる「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を設置し、その下で各種の調査や検討を行った。

同検討会は、07（同19）年6月「募集に関する事項」、「在職期間中における事項」、「援護・退職後の措置に関する事項」および「その他の事項」に分類して検討結果を取りまとめ、報告書<sup>2</sup>を作成した。

### 1 防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討

防衛省では、人的基盤の重要性を認識し、新しい時代に向けて、種々の施策<sup>1</sup>を推進しているところであるが、

3-11) ① 見張りおよび報告・通報態勢の強化  
 ② 運航安全に係るチームワークの強化  
 ③ 運航関係者の能力向上による運航態勢の強化  
 ④ 隊司令による指導の徹底  
 \* その他、自動操舵装置使用に関する措置要領の策定、簡易型艦橋音響等記録装置等の整備、報告・通報の適正化といった再発防止策を既に講じている。

4-1) 男女共同参画への取組については<<http://www.mod.go.jp/j/news/2006/07/12.html>>、次世代育成支援対策の推進については<<http://www.mod.go.jp/j/info/koudou/index.html>>をそれぞれ参照

2) 防衛力の人的側面についての抜本的改革報告書については  
 <[http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report1\\_5.pdf](http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report1_5.pdf)>  
 <[http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report2\\_5.pdf](http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report2_5.pdf)>  
 <[http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report3\\_5.pdf](http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report3_5.pdf)>  
 <[http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report4\\_5.pdf](http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report4_5.pdf)>  
 <[http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report5\\_5.pdf](http://www.mod.go.jp/j/library/archives/manpower/report5_5.pdf)>をそれぞれ参照

図表Ⅲ-4-1-4 主な人事施策

項目	防衛省・自衛隊の施策	関連する政府の動きなど
公務員制度改革に関連した検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○能力・実績主義および内閣による幹部人事の一元管理につき、一般職に準じた措置を自衛隊員に適用すること等を内容とする、国家公務員法等一部改正法案を国会へ提出</li> <li>○07（平成19）年の国家公務員法等一部改正法で一般職に導入された制度のうち、自衛隊法で未整備のものについては、特別職としての特殊性を考慮しつつ、自衛隊員への適用につき検討中</li> </ul>	<p>公務員制度改革について（07（同19）年4月24日閣議決定）</p> <p>公務員制度改革基本法（08（同20）年）（注1）</p> <p>国家公務員法等の一部を改正する法律案（本年3月、国会へ提出）（注2）</p>
男女共同参画の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○01（平成13）年、防衛庁副長官（当時）を本部長とする「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、これまでに各種の施策を実施</li> <li>○06（同18）年、同本部において「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」を策定するなど、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、女性職員の配置状況などに留意した施設の整備や艦船などの設備の整備などを推進</li> </ul>	<p>男女共同参画社会基本法（99（同11）年）（注3）</p>
次世代育成支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「防衛庁次世代育成支援対策推進委員会」を設置</li> <li>○「防衛庁特定事業主行動計画」を策定（特に、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進および庁舎内の託児施設の設置などへの取組）</li> </ul>	<p>次世代育成支援対策推進法（03（同15）年）（注4）</p>
メンタルヘルスにかかわる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○03（平成15）年、「防衛庁自殺事故防止対策本部」を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを実施</li> <li>○カウンセリング態勢の充実や教育用ビデオの作成・普及を通じた、隊員の意識の啓発</li> <li>○メンタルヘルスに関連した課題として、心的外傷後ストレス障害（PTSD: Post-Traumatic Stress Disorder）、惨事ストレスに関する取組を検討</li> </ul>	
准尉や曹の自衛官の活性化の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸上・海上・航空自衛隊では、曹士自衛官に対する服務指導などの新たな役割を准尉や曹の自衛官に付与。たとえば、海自においては03（平成15）年4月から前任伍長制度を、空自においては昨年4月から准曹士前任制度を導入しているほか、陸自においても08（同20）年から上級曹長制度の試行を開始</li> </ul>	
防衛力の人的側面（マンパワー）についての抜本的改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>○06（平成18）年9月、防衛庁長官（当時）を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を設置し、07（同19）年6月に「募集に関する事項」、「在職期間中における事項」、「援護・退職後の措置に関する事項」および「その他の事項」についての報告書を作成</li> <li>○さらに、07（同19）年8月には、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革実施委員会」を設置し、報告書の内容を着実に実施</li> </ul>	

（注1） <[http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koumuin/080613kihonhou\\_honbun.pdf](http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koumuin/080613kihonhou_honbun.pdf)>参照

（注2） <<http://www.gyokaku.go.jp/koumuin/dai4/index.html>>参照

（注3） <<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>>参照

（注4） <<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/suisin.html>>参照

上記表において、「防衛庁」と記載したものは当時。

さらに、07（同19）年8月に、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革実施委員会」<sup>3</sup>を設置し、自衛官の新たな階級の創設などについて検討しており、その着実な実施を図ることとしている。

3) 同委員会の下、事務次官を長とする幹事会のほか、5つの検討グループ（①検討総括、②人事計画関連施策等、③任用制度・階級給与等、④募集・援護等、⑤退職後施策等）を設けた。

## 2 女性自衛官の一層の活用など

防衛省は、自衛隊の精強性の維持や各人の能力、適性、意欲を考慮しつつ、女性職員（女性自衛官、女性事務官など）の採用・登用の拡大を図っている。この際、職業生活と家庭生活の両立支援にかかる勤務環境の整備を進めるとともに、職場における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に努めている。また、災害派遣や国際平和協力活動においても、女性自衛官の活用を図っている。

特殊な勤務環境下（不規則な勤務形態など）にある自衛官が自衛隊の特性に合った育児の場を確保することを目的として、平成19年度は、三宿駐屯地（東京都）、本年

度に熊本駐屯地にそれぞれ託児施設を開設し、さらに平成22年度には横須賀地区にも託児施設を開設する予定である。

平成19年度から、育児休業を請求した職員の業務を処理するため、代替要員として任期を定めて職員を採用する制度（任期付採用）を自衛官にも導入し、本年3月末まで9名採用している。

また、女性自衛官の配置制限の見直しについて継続的に検討を行っているところであり、昨年9月には、護衛艦、掃海母艦および回転翼哨戒機<sup>4</sup>への配置制限を解除している。

### COLUMN

### VOICE

### 解説

#### 護衛艦で勤務する女性隊員の声

ひゅうが機関士

2等海尉

せい清 かおり香織

04（平成16）年3月、一般大学の文学部を卒業した私は、「普通のOLではできないような経験がしたい!」という動機で、広島県江田島市にある海上自衛隊幹部候補生学校に第55期一般幹部候補生として入隊しました。

1年間の課程を修業し、引き続き遠洋練習航海から帰国後は、練習艦「やまざり」水雷士、補給艦「おうみ」通信士、練習艦「かしま」機関士として勤務しました。この間、3回の遠洋練習航海に参加する機会を得て、世界の海を航海しながら実習幹部を教育するとともに、自らの能力の向上に努めてきました。

昨年11月には護衛艦「ひゅうが」ぎ装員として着任し、艦の機関に関する最終的な調整などに携わり、本年3月18日の「ひゅうが」就役とともに機関士を拝命しました。現在は「ひゅうが」の省人化された新型機関部の運用方法や、火災や浸水などに適切に対応するための艦内防衛要領の策定など、艦の早期戦力化のために忙しい日々を過ごしています。

これらの経験は、まさに普通のOLではあり得ないものであり、私の入隊動機を十分に満足させるものです。

「ひゅうが」は、初めて女性自衛官が配置された護衛艦であり、私を含め約20名の女性自衛官が乗り組んでいます。これまで練習艦、補給艦などには女性自衛官が配置され、男女とも同じ勤務環境のもと、同等の職務を与えられてきました。護衛艦での勤務は、女性としては体力的に厳しいときもありますが、これまで女性が配置されてきた艦艇と異なることはなく、女性自衛官も男性自衛官も区別なく、乗員全員が任務を完遂できるように努力しています。

今回の「ひゅうが」への女性自衛官乗組みを契機に、今後、女性の艦艇勤務希望者が増え、活躍していくことで、海上自衛隊のマンパワーの確保にも貢献できるものと確信しています。護衛艦乗組みの女性自衛官のさきがけとして自己研鑽を重ねるとともに、男性と女性が快適に職務を遂行できるような職場環境作りにも尽力し、今後入隊する女性自衛官がさまざまな配置でその能力を最大限発揮できるよう貢献していきたいと思いをします。



操縦室で勤務中の清2尉

4) 回転翼哨戒機への配置について、教育および研究開発用途のものは、従来から制限はない。

### 3 自衛隊員の自殺防止への取組

わが国では、98（同10）年に年間自殺者数が3万人を超え、その後も高い水準で推移しており、深刻な社会問題になっている。自衛隊においても、自衛官の自殺者数は、16年度に94名と過去最多となり、18年度は93名、19年度は83名であり、昨年度は、76名となっている。

自衛隊員の自殺は、隊員本人および残された御家族にとっても不幸なことであると同時に、有為な隊員を失うことは、極めて残念なことであることから、防衛省としては、03（同15）年7月、防衛庁長官政務官（当時）を本部長とする防衛庁自殺事故防止対策本部（当時）を設置し、自殺防止のため次のような施策を行っているが、引き続き、各種施策の強化に努め、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

- ① カウンセリング態勢の拡充（部内相談員、部外カウンセラー、メンタルヘルス担当幹部、24時間受付の電話相談窓口）
- ② 指揮官が部下隊員の不調に気づくことができるようになるための教育や一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化
- ③ 春、夏の異動時期に合わせてメンタルヘルス強化期間を設置し、異動など環境の変化をとまなう部下隊員に対する心情把握の徹底や、各種参考資料の配布、講演会の実施など

### 4 殉職隊員への追悼など

50（昭和25）年、警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は、1,700名を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を実施しており、さらに、このような職に殉じた自衛隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、さまざまな形で追悼を行い、御遺族への対応を行っている<sup>5</sup>。



自衛隊殉職隊員追悼式において追悼の辞を述べる  
麻生内閣総理大臣

5) 自衛隊殉職者慰霊碑は、62（昭和37）年に建てられ、その後、風化による老朽化が進んだことから、80（同55）年に建て替えられた。その後、防衛庁本庁庁舎（当時）の市ヶ谷移転に伴い98（平成10）年、自衛隊員殉職者慰霊碑や市ヶ谷に点在していた記念碑などを慰霊碑地区東方に移設し、「メモリアルゾーン」として現在の形に整理された。メモリアルゾーンでは毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛庁長官などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

## 5 隊員の退職・再就職など

### 1 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強さを保つため、先に説明した若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般の国家公務員と異なり、50歳代半ば（若年定年制自衛官）および20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなっている。

このため、自衛官の将来への不安を解消し、在職中に安心して職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優れた資質を有する人材を確保するためにも、退職後の生活基盤の安定確保が重要である。

図表Ⅲ-4-1-5 就職援護のための主な施策

区 分	内 容
職 業 適 性 検 査	○適性に応じた進路指導などを行うための検査
技 能 訓 練	○退職後、社会において通用する技能を付与（大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など）
自 動 車 操 縦 訓 練	○大型自動車免許を付与
防 災 ・ 危 機 管 理 教 育	○防災行政のしくみおよび国民保護計画などの専門知識を付与
通 信 教 育	○定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）
業 務 管 理 教 育	○定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職および退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
就 職 補 導 教 育	○任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識および再就職に当たっての心構えを付与

こうしたことから防衛省は、退職予定自衛官の再就職に関する施策を、人事施策における最重要事項の一つとしてとらえ、再就職に有効な職業訓練や雇用情報の有効活用などの就職援護施策を行っている<sup>1</sup>。

就職援護に際しては、地域の援護協力組織などの協力を得る一方、防衛省には独自に職業紹介を行う権限がないため、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得た財団法人自衛隊援護協会が、退職自衛官に対する無料職業紹介事業などを行っている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、一層安定した雇用を確保するためには、地方公共団体などの協力がますます必要な状況となっている。

再就職した退職自衛官は、製造業やサービス業など幅広い分野で活躍しており、また、地方公共団体において、防災などの危機管理の分野でも採用されている。退職自衛官は、全般的に責任感、勤勉さ、体力・気力、規律などの面で優れていること、特に、定年退職自衛官は長年の勤務でつちかわれた高い指導力を有することなどから、雇用主に高く評価されている。

（図表Ⅲ-4-1-5 参照）

### 2 隊員の離職後の再就職についての規制

自衛隊員の再就職先については、公務の公正性の確保などの観点から、規制が設けられている。具体的には、自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認<sup>2</sup>が必要となっており、昨年、大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは93件（93名）である。

1) 具体的には、再就職に有効な知識や技能を身につけるための教育や訓練、退職自衛官の公的部門への採用の推進、各自衛隊などが有する雇用情報のネットワーク化、職業訓練課目の充実による再就職希望者の能力の向上など  
各自衛隊の就職援護については、陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsd/retire/>>、海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/engo/engotop.html>>、航空自衛隊<<http://www.mod.go.jp/asdf/engo/index.html>>参照

2) 自衛隊法第62条（私企業からの隔離）に規定

### 3 再任用制度

再任用制度は、定年後においても引き続き隊員として働く意欲と能力のある者を改めて採用する制度である。本制度により、高齢・有為な人材の積極的活用、雇用と年金の連携の確保を図ることが可能となる。防衛省・自衛隊は、この制度に基づき、本年3月末現在367名を再任用している。また、一般の公務員より早く定年を迎える自衛官が安心して職務に専念する環境を醸成するとの観点から、自衛官の再任用制度について、従来は1年以内であった任期を、60歳前においては3年以内の任期を可能とするよう、制度を改正する予定である。

(図表Ⅲ-4-1-6 参照)

図表Ⅲ-4-1-6 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	○現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	○現行の定年年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、大臣が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○1年以内、更新可能	○1年以内（60歳前は3年以内とする予定）、更新可能 ○出勤などの際は、一定の期間（1年～6か月）延長可能
任用上限年齢	○65歳（平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ）	
給与	○職務の級または階級ごとに単一の俸給月額が支給されるほか、通勤手当などの諸手当が支給	

## 6 情報通信能力を強化するための取組

情報通信は、指揮中枢と各自衛隊の各級司令部、末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、いわば「神経系統」ともいふべきものである。このため、防衛省では、自衛隊の任務遂行能力に直結する情報通信能力を強化するため、統合運用や国際平和協力活動などといった運用上の要求に対応した、より広範・機動的な情報通信態勢の構築に向けた取組を行っている。

防衛情報通信基盤（DII）やコンピューター・システム共通運用基盤（COE）など、高度なネットワーク環境の整備、  
②中央指揮システム（CCS）や陸上・海上・航空自衛隊の各種指揮システムの整備など、情報通信機能の強化<sup>2</sup>、  
③防衛省・自衛隊のシステムのサイバー攻撃などへの対処など、情報セキュリティの確保を中核とする三つの施策の具現化を進めてきた。

### 1 情報通信技術（IT）革命への対応

防衛省・自衛隊は、近年の情報通信技術革命に対応すべく、情報優勢<sup>1</sup>を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築するために、①防

### 2 今後の情報通信政策（アクションプラン）

今後、自衛隊の新たな運用上の要求に対応するため、より広範・機動的な情報通信態勢を構築することが課題となっている。この課題を解決するため、指揮通信能力な

1) 情報の認知、収集、処理および伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること  
 2) 防衛情報通信基盤（DII：防衛省・自衛隊の統一的なネットワーク）、コンピューター・システム共通運用基盤（COE：各自衛隊などが整備しているコンピューター・システムで共通に利用する基盤的なソフトウェア群）、中央指揮システム（CCS：陸・海・空各自衛隊などの各種指揮システムとオンライン接続してデータの集約処理などを行う中央指揮システム）の細部については、<<http://www.mod.go.jp/j/library/archives/it/youkou/>>参照

どの強化にかかる政策目標<sup>3</sup>を設定し、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な情報通信態勢の構築を推進している。

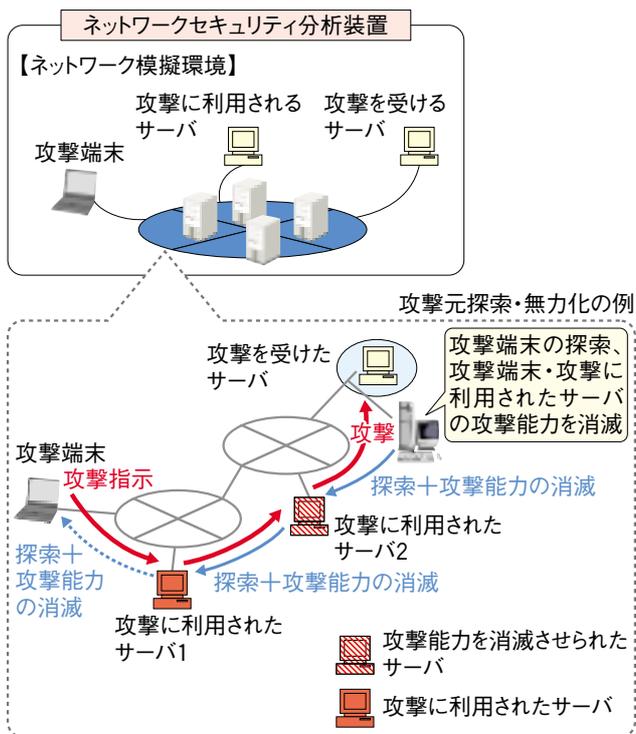
その結果、DIIについては、防衛省の大半の情報システムが加入する防衛省共通のネットワークとして運用され、COEについては、各種指揮システムや補給、経理などの後方業務に使用する情報システムに適用する共通基盤を構築し、情報システムへの適用を進めている。

また、サイバー攻撃などへの対処については、昨年3月、自衛隊指揮通信システム隊を新編し、サイバー攻撃への対処要領を策定するなどの対処態勢を整備するとともに、防護用器材の導入やサイバー攻撃対処技術の研究開発などにより、対処能力の強化を図っている。

(図表Ⅲ-4-1-7 参照)

参照 Ⅱ部2章5節 (P139)

図表Ⅲ-4-1-7  
サイバー攻撃対処技術の研究



## 7 装備品の効果的・効率的な取得のための取組

防衛上の所要に対応した装備品を適切かつ効率的に取得することは、わが国の防衛力を支える重要な要素の一つであり、また、装備品にかかる真に必要な生産・技術基盤を国内において平素から確保しておくことは必要不可欠である。このため、防衛省では、装備品の取得にかかる各種の施策を推進している。

### 1 総合取得改革

防衛省は、装備品などの調達・補給・ライフサイクルコスト<sup>1</sup> (LCC) の効率化・合理化、調達の透明性・公正性の向上、さらに真に必要な防衛生産・技術基盤の維持・

育成を目的として総合取得改革に取り組んできている。

主要装備品は、調達された後も、部隊において10年から20年間以上の長期にわたり運用されることから、装備品の構想、開発、量産、運用（維持・修理・改修を含む）、廃棄に至るライフサイクルを通じた効率的、合理的な管理を目指す改革は一層重要である。このような経緯を踏まえ、装備品のより効率的な取得などを行うために、06（平成18）年7月に装備本部（当時）を設置<sup>2</sup>した。

また、防衛省では、効率的な装備品などの調達を図るため、複数年度に分けて調達予定の装備品などの単年度での一括調達、二以上の自衛隊の装備品などの一括調達、

6-3) 「指揮命令ライン（縦方向）の情報集約・伝達の充実」、「部隊レベル（横方向）の情報共有の推進」、「サイバー攻撃対処態勢の構築」、「外部との情報共有の推進」、「各種通信インフラの充実」の5つである。

7-1) 装備品の構想、開発、量産、運用（維持・修理・改修を含む）、廃棄に至るライフサイクル全体に要するコスト

2) 装備本部は、07（平成19）年9月に装備施設本部に改編された。

開発に際しての仕様の一部共用化・共通化、民生品の活用促進、民間委託、維持・整備コストの見直しなどを行ってきている。

一方、政府全体として公共調達適正化に取り組んでいる中、防衛省においても、調達の透明性・公正性の向上の観点から、総合評価落札方式<sup>3</sup>の導入拡大、複数年度契約の拡大、入札手続の効率化など、随意契約の見直しなどに取り組んでいる。これらの改善策の徹底とともに、06（同18）年7月、装備品の調達を行っている装備本部（当時）に監査担当副本部長を、内部部局には監査課を設置し、同年8月には、内部部局に監査担当審議官を設置した。

## 2 総合取得改革推進のための取組

07（同19）年10月には「総合取得改革の加速に関する大臣指示」を受け、防衛大臣政務官を長とする「総合取得改革推進プロジェクトチーム」が設置された。昨年3月に公表された総合取得改革推進プロジェクトチーム報告書（報告書）<sup>4</sup>では、(株)山田洋行などによる過大請求事案などを踏まえた一般輸入調達問題への対応やLCC管理の強化、コスト抑制のための達成目標の設定などの施策をとりまとめたところである。

報告書は、着実な改革推進の筋道を明確にすべく、個別の施策のスケジュールを極力具体的に記述しており、これらに従い、各担当部署が作業を進めている。

昨年7月30日および12月25日には、プロジェクトチーム会合を開催し、継続的に個別施策毎の進捗状況を確認しているところであり、現在までの主要施策の進捗状況は次のとおりである。

### (1) 一般輸入調達問題への対応

- ① (株)山田洋行による過大請求事案を踏まえ、再発防止のために一般輸入調達の際における特約条項（見積書などの直接照会、過大請求に対する違約金を従来の

2倍へ増額など）を新設（昨年4月～）、海外製造メーカー向けの説明会（昨年7月）など直接契約の環境を整備、商社の経理会計システムなどを調査する輸入調達調査を導入（昨年12月）

- ② 価格調査機能の強化のため価格調査要領を定め（昨年9月）、在米輸入調達専門官を3名から10名に増員・派遣（昨年10月～）
- ③ 装備施設本部に輸入調達課を設置（本年度）

### (2) ライフサイクルコスト（LCC）管理の強化

- ① 装備施設本部にライフサイクルコスト管理室を設置（本年度）
- ② 平成21年度からの本格実施に向けた試行作業の実施（試行対象機種についてのLCC年次報告書の作成、大臣報告）（昨年3月～）
- ③ LCC研究・教育の推進（昨年6月に米国防省・宇宙航空研究開発機構（JAXA）とセミナーを開催するなど）  
Japan Aerospace Exploration Agency

### (3) コスト抑制のための達成目標の設定

- ① 防衛装備品の研究開発、調達、維持管理にかかる経費について、平成18年度と比較して、平成23年度までに15%のコストを縮減することを目標として設定
- ② コスト縮減率：平成19年度約8.8%（約1,700億円の縮減）、昨年度（暫定値）約8.6%（約1,700億円の縮減）、本年度（暫定値）約13.9%（約2,800億円の縮減）

参照 ▶ II部2章5節（P138）

### (4) インセンティブ契約制度の拡充

インセンティブ契約<sup>5</sup>制度全般を見直して企業のコストダウン活動全般を対象とし、企業提案に対して審査手続の面から改善を図るなど、より実効性の高い新たな制度を施行し、1件を採用（昨年10月）

3) 技術的要素などの評価を行うことが重要であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

4) <<http://www.mod.go.jp/j/info/sougousyutoku/index.html>>

5) 受注する民間企業の努力によりコストの低減が生じた場合に、低減額の一部を企業側に付与することにより、民間企業のコスト削減への動機付け（インセンティブ）を高め、調達価格の低減を実現する制度

### (5) 中央調達・地方調達見直し

- ① 透明性の一層の向上のため、地方調達の高額な随意契約（中央調達と同じ基準である1.5億円以上）を大臣承認事項に改正（昨年7月～）
- ② 中央・地方調達データを一元的に管理するための、システム構築に着手（本年度～平成22年度）

### (6) その他

- ① 統合運用に加え、補給・整備・調達・教育などの効率化の視点を防衛力整備に反映させるため、統合幕僚監部に「統合装備検討調整委員会」を設置（昨年7月）
- ② 開発経費の抑制などの総合取得改革の観点を重視した新たな評価体制として、技術評価委員会を設置（昨年5月）

## 3 防衛生産・技術基盤の充実強化

装備品については、最新の軍事科学技術の動向を踏まえ、統合運用の進展や部隊の要求に的確に対応した装備品を効果的かつ効率的に取得する必要がある。このため、装備品の取得については、性能・価格面に加え、維持・補給・教育訓練の容易性やわが国独自の改善の必要性な

ども考慮した費用対効果に関する検討に基づき、国産、輸入あるいはライセンス国産という調達の方法の中で、最適なものを選択することとしている。

その際、優れた装備品を供給できる生産力と技術力を有する国内生産・技術基盤の確保は、調達方法的確かつ有利な選択にも重要な役割を果たしている。すなわち、航空機、艦船、戦車、誘導弾などの主要装備品については、概して、生産数が少量で、初期投資が大きく、高度の技術能力が要求されることから、個々の装備品を開発・生産できる企業は、一社ないし数社に限られ、一企業の撤退が装備品の取得や維持に直ちに支障を及ぼすおそれがある。また、国内の生産・技術基盤を維持することは、海外から装備品を調達する場合にも、相手国に対する交渉力となり、出来る限りわが国に有利な条件で装備品を取得することを可能とする。

このため、防衛省としては、厳しい財政状況や装備品のライフサイクルコスト管理の重要性なども踏まえつつ、「選択と集中」により、重点を置いて維持・育成すべき防衛生産・技術基盤の確立に努めるべきものと考えている。

参照 資料69 (P392)

## 8 技術研究開発の充実

防衛省では、厳しい財政事情を踏まえ、民間との切り分けや、わが国が得意とする分野の見極めなどを考慮し、研究事業の選択と集中を行うこととしている。

### 1 技術研究本部での研究開発

運用上の要求をこれまで以上に見据えつつ、最新の科学技術を取り込んで研究開発を行うため、新たな研究開発手法を取り入れている<sup>1</sup>。本年度から「運用実証型研究」として、部隊と各隊員間のネットワークによる情報共有を可能とする隊員の個人装備を研究試作する。このシス

テム技術の研究にあたり、操作性の向上や軽量化などに関する使用者の意見を反映するため、部隊の協力やC4I2部隊実験<sup>2</sup>を活用して実運用を想定した各種評価データを取得しつつ研究することとしている。

また、統合運用の観点から、戦力のネットワーク化による組織戦闘の実現を図るため、戦闘機搭載用の高機能デジタルデータリンクシステムの開発を行うこととしている。

装備品のライフサイクルを通じた性能、スケジュール、コストの最適化を図る観点では、装備品を創出する構想・

1) ①装備品の原型の試作などを行い、それを運用者と見込まれる各自衛隊の評価に供し、じ後の研究開発や調達などに反映していく「運用実証型研究」の導入、②開発着手時に最終的に達成すべき要求性能を設定せず、着手後においても、要求性能の精度を高めたり、最新の軍事科学技術を取り入れたりすることを可能とする「進化的開発」の導入  
2) 「情報の優越に基づく新たな戦い方」の具体化や指揮統制・通信装備などの効率的な整備を目的として、陸自が特定の部隊をもって行う実験

研究および開発段階での、性能・コストなどにかかる複数の提案の比較による分析を徹底するとともに、装備品が配備された後も、それをフォローアップして改善などを継続して行うことが効果的であり、研究開発体制への取組として検討を行っている。

## 2 民生分野との関係強化

防衛省における研究開発については、防衛大綱および中期防衛力整備計画において、「産官学の優れた技術の積極的導入」に努めることとされている。

技術研究本部においては、民間における優れた技術の調査・導入の推進に努めており、この一環として、要素技術研究に関するテーマを選定し、企業のみならず、各種の研究機関に対しても幅広く公募する調査研究事業を導入している。また、国内諸機関との技術交流として、宇宙航空研究開発機構、情報処理推進機構、国立医薬品食品衛生研究所、海上技術安全研究所などと技術情報の交換などを行っている。こうした事業を活用することにより、研究機関や企業からも、優れた技術を幅広く導入することを目指している。



研究中の先進装具システム

また、民生技術の取り込みとともに、防衛省の研究開発の成果を民間に波及させることも重要である。自衛隊機として開発された航空機の民間転用について、これらの航空機の調達価格の低減につながる可能性もあることなどから、防衛省は、民間航空機開発推進関係省庁協議会<sup>3</sup>を通じ、関係省庁と連携しながら、この推進に協力している。

3) わが国の産業構造の高度化および産業技術の発展、波及を図る上で重要なわが国主導の民間航空機・エンジンの開発を推進する観点から、03（平成15）年9月、防衛庁（当時）、文部科学省、経済産業省および国土交通省によって設置された。

COLUMN

VOICE

解説

戦闘機のステルス技術（電波）について

戦闘機は、その出現以来、常に時代の先進技術の粋が結集され開発されており、現在では米国のF-22に代表されるステルス性や高運動性、高度な電子機器などを備えた戦闘機、いわゆる第5世代機が戦闘力で圧倒的な優位性を誇っています。このため、諸外国では第5世代機のキーテクノロジーであるステルス性などに係わる研究開発が進められている模様であり、今後、これら傾向はさらに加速されるものと考えられます。

戦闘機の電波に対するステルス性に関して、わが国においてもこれまで地上検証などを行ってきました。これらは、主にレーダー電波の反射波の抑制によりレーダー電波の反射を小さくすること（レーダー反射断面積（RCS：Radar Cross Section）を小さくすること）により達成するものです。レーダー電波の反射波の抑制には、電波が到来した方向に返らないように形状により特定の方向に反射させる方法や、電波吸収体によるレーダー波のエネルギーを吸収するなどの方法があります。（図1参照）

戦闘機における主な反射源としては、主翼などの翼の前縁、空気取り入れ口や機体外板のパネルの段差などがあげられます。これらの部位からのレーダー電波の反射を抑制することがRCSの低減につながります。（図2参照）

具体的な、RCSの低減技術としては、機体の形状やパネルの形状、空気取り入れ口ダクトの形状に工夫を施すなどの方法があります。（図3参照）

防衛省技術研究本部においては、このような技術を獲得するための研究として、各種研究を進めてきました。これまで行ってきた地上における研究の集大成である航空機機体全機レベルでのRCS低減技術の検証として、「高運動飛行制御システムの研究」において全機実大RCSモデルを製作しフランスにおいて各種データを取得しました。今後は、技術の成立性のみならず、「先進技術実証機の研究」において、実機に適用して実環境下における各種データを取得するとともに、わが国の防空を検討する上において必要となるであろう各種資料を収集していく予定です。

図1

レーダー波の反射



- ・レーダー波は到来方向へ反射

レーダー反射波の抑制



- ・機体形状によるレーダー波の特定方向への反射



- ・電波吸収体等によるレーダー波エネルギーの吸収

図2

戦闘機における代表的な電波反射源

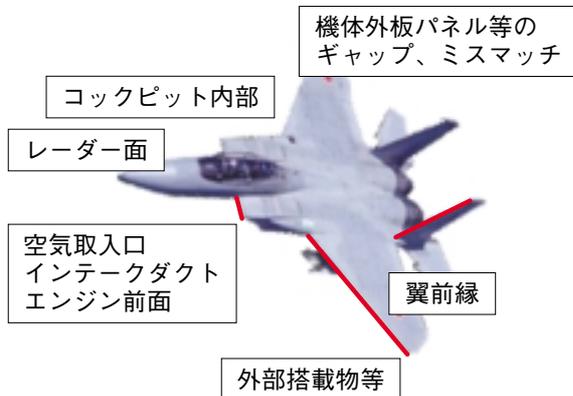


図3

高運動飛行制御  
（エンジン推力の方向転換による急旋回）

ステルス形状  
（レーダーによる探知の困難化）



新複合材材料  
（適用率の拡大による軽量化）

COLUMN

VOICE

解説

研究開発に従事する女性技官の声

技術研究本部 艦艇装備研究所 システム研究部  
水上艦艇システム研究室 | 防衛技官 | 木本 理抄

私は05（平成17）年に電子区分で技術研究本部に採用され、現在、大型キャビテーション水槽であるフローノイズシミュレータにおいて、艦船が航行する際に発生する流体雑音低減の研究や将来の新型船型の研究に関する試験を担当しています。フローノイズシミュレータは運転時の雑音がとても小さく、乱れのない水の流れを模擬する性能を持つ、世界でも屈指の試験施設であり、行われる試験はここでしか経験のできないものばかりです。当然求められる目標は高くなり責任も重くなりますが、やりがいがあるのは言うまでもありません。



フローノイズシミュレータ計測胴内にて

技術研究本部 先進技術推進センター 研究管理官（ヒューマンエンジニアリング技術担当）付  
NBC検知技術推進室 | 防衛技官 | 川島 えり

私は05（同17）年に化学区分で技術研究本部に採用され、現在所属するNBC検知技術推進室に配属されてからこれまで一貫して携帯型化学剤検知器の研究開発に携わっています。配属当初は基礎研究として検知原理の検証や検知アルゴリズムの検討などを行ってきました。現在本事業は試作の段階に入り、研究業務の他に調整会議や試験などの業務が増えこれまで以上に忙しくなりました。しかし、さまざまな業務を経験することによって多くのことを学ぶことができ、忙しいながらもやりがいを感じています。



化学実験室にて

技術研究本部 航空装備研究所 誘導武器技術研究部  
誘導制御研究室 | 防衛技官 | 安永 能子

私は05（同17）年に電子区分で技術研究本部に採用され、誘導武器の研究および性能評価を行う部の中でも、フィジカルシミュレーション試験という性能確認試験を数多く行う研究室に所属しています。多くの種類の誘導武器について性能試験を行いますが、誘導武器は目標や運用方法によって用いられる技術がさまざまであり、各誘導武器の特徴をよく理解して試験に臨む必要があります。各部隊に配備される各種国産誘導武器システムの開発に携わる責任と、次世代の誘導武器システムのための最先端技術の研究を行う喜びを励みに、日々の業務に取り組んでいます。



ミサイルシステムシミュレータ内にて